



28自環第79-1号
平成28年6月22日

愛知県環境審議会
会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀 章



第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について（諮問）

このことについて、別添のとおり第12次鳥獣保護管理事業計画を策定します。
つきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第4項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

担当 環境部自然環境課
野生生物・鳥獣グループ
電話 052-954-6230（ダイヤルイン）
FAX 052-963-3526

(説明)

鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の規定により環境大臣が定める鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に則して、都道府県知事が定めることとされています。

この計画は、鳥獣保護区の指定や農林業等に被害を及ぼす鳥獣の保護管理に関する事項等について定めるものであり、現行計画（第11次鳥獣保護管理事業計画）は平成29年3月31日で期間満了となることから、次期鳥獣保護管理事業計画（第12次鳥獣保護管理事業計画）を策定する必要があります。

については、第12次鳥獣保護管理事業計画を別添のとおり作成したいので、貴審議会の意見を伺うものです。